



平成20年住宅・土地統計調査 調査票乙の記入のしかた

総務省統計局

調査票に記入する前に、

この『調査票乙の記入のしかた』をよくお読みください。

2・3ページに「世帯と世帯員の決め方」、4・5ページに「あなたの世帯の記入箇所」、6ページ以降に「調査票の記入例・記入についての説明」があります。

調査票の提出について

- 記入した調査票は、正確な統計を作成するために、調査員によって記入もれ、記入誤りなどの確認が行われますので、**そのまま調査員にお渡しください。**
- 記入した調査票をお配りした封筒に入れ、封筒に付属の両面テープで封をして調査員に渡していただくこともできます。
この場合、市区町村で調査票を開封し、調査票の記入内容の確認を行います。調査員が記入内容を確認することはありません。
- 記入した調査票に、記入もれなどがなければ十分確認してください。
調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のためおたずねすることがあります。その際、「記入者氏名」と「電話番号」が必要となりますので、忘れずにご記入ください。

調査員が
10月 日 () 午前 時ごろ
午後

調査票を受け取りにうかがいます。

【◆連絡先】

(調査員の訪問日時の変更や調査票の追加が必要な場合はこちらにご連絡ください。)



調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、それ以外の目的に使われることはありません。

◇調査員をはじめ調査関係者は、統計法により、調査票の内容を他にもらしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使用することを固く禁じられています。

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて、分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。

**住宅・土地統計調査
コールセンター**

☎ 0570-08-1001

設置期間：平成20年10月15日まで
受付時間：午前8時～午後9時
(土・日・祝日を含む)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

※携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、**03-5269-2911**におかけください。(この場合、通常の通話料金がかかります。)

●世帯と世帯員の決め方
2・3ページ

●あなたの世帯の記入箇所
4・5ページ

●調査票の記入にあたっての調査票の記入についての説明(調査票第1面)
6・7ページ

●調査票の記入についての説明(調査票第2面)
8・9ページ

●調査票の記入についての説明(調査票第3面)
10・11ページ

●調査票の記入についての説明(調査票第4面)
12・13ページ

●調査票の記入についての説明(調査票第5面)
14・15ページ

調査票は 世帯ごとに記入します

あなたの世帯に ふだん住んでいる人 を世帯員とします

世帯とは

- 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- 一人で1戸をかまえている人（一人でアパートなどに住んでいる人を含む。）は、一人で一つの世帯

とします。

ふだん住んでいる人とは

10月1日現在、あなたの世帯に、

- すでに3か月以上住んでいる人
- まだ3か月に足りないが、3か月以上にわたって住むことになっている人

をいいます。

● 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

- ・間借りしている人
- ・同居している人
- ・住み込みの従業員

◆ 単身者…………… 一人で一つの世帯

◆ 夫婦など 家族がいっしょ…………… 家族ごとに一つの世帯

- ・単身の住み込みの家事手伝い

雇主の世帯に含めます

- ・会社や学校の寮・寄宿舎に住んでいる人

◆ 管理者・家主など…………… 一つの世帯

◆ 単身者…………… 棟ごとに一つの世帯

◆ 夫婦など 家族がいっしょ…………… 家族ごとに一つの世帯

● 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。

- ・ 単身赴任・出かせぎ・出張などで一時的に不在の人

自宅を不在にする期間が

- ◆ 3か月未満のとき…………… 自宅
- ◆ 3か月以上にわたるとき…………… 赴任先、出かせぎ先、出張先など

- ・ 学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒

その学生寮・寄宿舎

- ・ 病院・療養所などに入院している人

入院してから

- ◆ 3か月に足りない人…………… 自宅
- ◆ すでに3か月以上の人…………… 入院先

- ・ 船に乗り組んでいる人

自宅

- ・ 2か所に住居をもっている人


ふだん寝泊りする日数の多い住居

あなたの世帯の記入箇所

お配りした調査票第1面下部の「世帯の種類」欄に記入してある世帯の種類に応じて、記入していただく欄が異なります。

※「世帯の種類」欄に記入がない場合は、お手数ですが1ページ左下部の【◆連絡先】にご連絡ください。

★あなたの世帯は、次の①～⑤のうち、どれですか。

★図の  があなたの世帯の記入箇所です。

●あなたの世帯の記入箇所

住宅に住んでいる世帯

①主世帯

- ・1住宅で1戸をかまえている世帯
- ・2世帯以上が住む場合の家主などの世帯

②同居世帯

- ・主世帯と生計をともにしていない親や子の世帯
- ・友達や同僚と住居をともにして住んでいる世帯
- ・住み込みの従業員の世帯

住宅以外の建物に住んでいる世帯

(会社・学校等の寮・寄宿舍、旅館・宿泊所、工場などの建物に住んでいる世帯)

③管理者・家主などの世帯

④一般の世帯 (家族で住んでいる世帯)

⑤単身世帯

(単身者又は
単身者の集まりの世帯)

図1…住宅に住んでいる主世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票乙 I あなたの世帯について 世帯の種類	II 世帯の家計を 主に支える人について III この住居について		IV この住居の敷地について V この住居以外の住宅・ 土地の所有について	V-1 V-2	V-1 V-2
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面～第8面

図2…住宅に住んでいる同居世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票乙 I あなたの世帯について 世帯の種類	II 世帯の家計を 主に支える人について III この住居について	12 床面積	IV この住居の敷地について V この住居以外の住宅・ 土地の所有について	V-1 V-2	V-1 V-2
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面～第8面

図3…住宅以外の建物に住んでいる管理者・家主の世帯及び一般の世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票乙 I あなたの世帯について 世帯の種類	II 世帯の家計を 主に支える人について III この住居について	10 名義人	IV この住居の敷地について V この住居以外の住宅・ 土地の所有について	V-1 V-2	V-1 V-2
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面～第8面

図4…住宅以外の建物に住んでいる単身世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票乙 I あなたの世帯について I 世帯の構成 (ア)世帯人員の合計 世帯の種類	II 世帯の家計を 主に支える人について III この住居について 8 居住室		IV この住居の敷地について V この住居以外の住宅・ 土地の所有について	V-1 V-2	V-1 V-2
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面～第8面

調査票の記入にあたって

- 調査票は、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。ボールペンや万年筆は、黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
- 枠からはみださないように記入してください。
- 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。

記入例



《マーク》

マーク ○ は、● のようにぬりつぶします。

《数字》

数字は、右づめで書きます。

26,897 ⇒

【小数第一位まで記入欄がある場合】

143 ⇒

0の場合でも記入します。

《文字》

文字は、左づめで書きます。

福岡

福岡

東

調査票の記入例・記入についての説明

■調査票 第1面

I 世帯の構成

- あなたの世帯にふだん住んでいる人(世帯員)全員について書いてください。
- ふだん住んでいる人とは、10月1日(水)現在、あなたの世帯に、
 - ◆ すでに3か月以上住んでいる人
 - ◆ まだ3か月に足りないが、3か月以上にわたって住むことになっている人
 をいいます。
- 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も世帯員に含めます。
 - ※ 生計をともしない場合は、別の調査票に記入します。調査票がない場合は、1ページ左下部の【◆連絡先】にご連絡ください。
- 単身赴任や出かせぎなどで3か月以上にわたって不在の人や、10月1日(水)にたまたまあなたの世帯に泊まっている人は世帯員に含めません。

○寮生などの世帯では、記入者氏名のほか、1欄の「(ア)世帯人員の合計」及び第2面の8欄だけに書いてください。

記入者氏名 電話 (わからないことがあった場合、問い合わせに利用させていただきます)

I あなたの世帯について

I 世帯の構成

- 単身赴任 出かせぎなどで この住居を離れて3か月以上(その見込みを含む)になる人は除きます
- 住み込みの家事手伝いも含めます
- 住み込みの従業員や下宿人は別の世帯としますので 人員から除きます

(ア)世帯人員の合計 人 (数字は右づめで書いてください)

(イ)各世帯員の男女の別や年齢など

- 年齢は平成20年10月1日現在の満年齢を書いてください
- 続き柄は世帯の家計を主に支える人との続き柄を、右の選択肢の中から選んで書いてください

世帯の家計を主に支える人	男女の別	年齢	配偶者の有無	続き柄
1	男 ● 女 ○	50 歳	あり ● なし ○	1
2	男 ○ 女 ●	48 歳	あり ● なし ○	2
3	男 ● 女 ○	21 歳	あり ● なし ○	3
4	男 ○ 女 ●	19 歳	あり ● なし ○	3
5	男 ○ 女 ●	70 歳	あり ● なし ○	5
6	男 ○ 女 ○	●● 歳	あり ● なし ○	●●
7	男 ○ 女 ○	●● 歳	あり ● なし ○	●●
8	男 ○ 女 ○	●● 歳	あり ● なし ○	●●

この調査票は機械にかかけますので、汚さないでください

調査票の提出後、記入内容にわからないことがあった場合の問い合わせにのみ利用するものです。

配偶者の有無

- 配偶者が単身赴任などのため長期不在で、(ア)欄の「世帯人員」に含まれない場合でも、配偶者「あり」とします。

続き柄

- 続き柄は、世帯の家計を主に支える人からみた続き柄を、世帯員ごとに選択肢の中から選んで記入します。
- 単身の住み込みの家事手伝いの人などの続き柄は、「その他」とします。

世帯の家計を主に支える人

- 「世帯の家計を主に支える人」とは、あなたの世帯にふだん住んでいる人で、家計の主な収入を得ている人をいいます。
- 単身赴任中の配偶者からの送金により家計を支えているような場合は、送金をしている人ではなく、あなたの世帯のうち一人を代表者とし、その代表者をこの欄に記入します。

世帯の種類

- 「世帯の種類」欄に記入してある世帯の種類に応じて、調査票に記入していただく欄が異なります。
- あなたの世帯で記入していただく欄については、4・5ページの「あなたの世帯の記入箇所」をご覧ください。

<調査員記入欄(世帯では記入しないでください)>

世帯の種類	
住宅に居住している世帯	住宅以外の建物に居住している世帯
● 主世帯	○ 会社等の寮・寄宿舍
○ 同居世帯	○ 学校等の寮・寄宿舍
	○ 旅館・宿泊所
	○ その他の建物
	○ 管理者・家主などの世帯
	○ 一般の世帯
	○ 単身世帯

調査単位区番号 - 建物番号 - 住宅番号 調査票番号

第2面の2欄へ→

●調査票の記入にあたっての説明(調査票第1面)

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

- ここでいう収入には、内職・副業による収入や恩給・年金などの給付金は含めます。退職金や相続・贈与などの一時的な収入は含めません。

3 勤めか 自営かなどの別

- 独立行政法人に常時雇われている人は「会社・団体・公社又は個人」とします。
- 「商工その他」には、個人経営の商店主・工場主のほか、開業医・弁護士・著述家・画家や家庭内職の人も含めます。

4 通勤時間(片道)

- 自宅を出てから店、工場、事務所などの勤め先に着くまでのふだんの所要時間を記入してください。
- 外務員、バスの運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている場合は、所属している郵便局、会社、営業所などまでの通勤時間を記入してください。

5 別世帯となっている子の住んでいる場所

- 別世帯となっている「子」とは、世帯の家計を主に支える人と住居・生計をともにしていない子をいいます。住居が一緒でも生計をともにしていない子は、別世帯の子となります。
- 子がない場合や、住居・生計をともにしている子だけの場合は、「別世帯の子はいない」とします。
- 生計を別にする子と同居している場合は、「一緒に住んでいる」とします。ただし、玄関が二つあり、それぞれが別々の住宅となっている二世帯住宅などで、その一方に子が住んでいる場合は、「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」とします。

I あなたの世帯について(つづき)

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

ボーナス・残業手当など臨時収入や配当金など財産収入 年金なども含めます	100万円未満	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1000万円	1500万円	2000万円以上
住送り金も収入とします	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自営業の場合は売上高ではなく営業利益を記入してください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

II 世帯の家計を主に支える人について

○ I欄の(イ)の1に記入した人について記入してください。

3 勤めか 自営かなどの別

雇われている人	自営業主	無職
常雇	農林漁業	学生
会社・団体・公社又は個人	商工その他	その他
臨時雇		

・臨時雇とは 日々又は1年以上以内の期間を定めて雇われている場合をいいます

4 通勤時間(片道)

自宅・住み込み	15分未満	15分～30分未満	30分～45分未満	45分～1時間未満	1時間～1時間15分未満	1時間15分～1時間30分未満	1時間30分～1時間45分未満	1時間45分～2時間未満	2時間以上
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5 別世帯となっている子の住んでいる場所

別世帯の子がいる	一緒に住んでいる	同じ建物又は敷地内に住んでいる	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる
○	○	○	○	○	○	○

・子の配偶者も子に含めます
・別世帯となっている子が2人以上いる場合は 最も近くに住んでいる子について記入してください

6 この住居への入居時期

平成20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	36～45年	26～35年	昭和25年以前	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・入居してから住居が建て替えられた場合は 建て替え以前の住居について記入してください

7 前住居 (ア)どこに住んでいましたか

政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現住居と同じ市区町村	○
他の市区町村	○
外国	○

(イ)どんな住居に住んでいましたか

親の持ち家又は親が借りている家に住んでいた場合は「親その他の親族の家」とします

民営の賃貸住宅	都道府県市区町村営賃貸住宅	都市再生機構(旧公団)	公社などの賃貸住宅	給付住宅(住宅・公営住宅など)	持ち家	親その他の親族の家	下宿・周借り又は住み込み	寮・寄宿舎	その他
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(ウ)その居住室全体の広さは何畳でしたか

・洋間の場合も畳数に換算して含めます

その畳数 (小数第1位まで)

□.□□.□□ 畳

例: 30.5 畳

III この住居について

○ 同居世帯では、8欄から11欄を記入した後、22欄(第4面)に進んでください。

8 居住室

・洋間の場合も畳数に換算して含めます

・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

・同居世帯がある世帯では 同居世帯が使用している室も含めます

・同居世帯では 使用している室数の合計とその畳数を書いてください

室数の合計

□.□□ 室

例: 6 室

その畳数 (小数第1位まで)

□.□□.□□ 畳

例: 41.0 畳

6 この住居への入居時期

- 生まれたときから引き続き現在の住居に住んでいる場合は、出生時を入居時期とします。

7 前住居

- (ア)どこに住んでいましたか
- 前住居が「他の市区町村」の場合は、住んでいた都道府県、市区町村名を書いてください。
 - 政令指定都市の場合は、区名まで書いてください。(政令指定都市とは札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市をいいます。)

8 居住室

- 「居住室」とは、居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接室・食事室などをいいます。(下の図では □ の部分になります。)
-
- フローリングなど、洋間の場合も畳数に換算して含めます。「面積の単位換算早見表」が15ページにありますので、参考にしてください。

● 調査票の記入についての説明 (調査票第2面)

9 持ち家か 借家などの別

- 「持ち家」には、登記が済んでいない場合や、分割払いで支払いが完了していない場合も含めます。

10 名義人

- 世帯が別となる単身赴任中の配偶者との共有名義となっている場合は、「他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有」となり、この場合、あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)の持ち分を百分率(パーセント)で書きます。

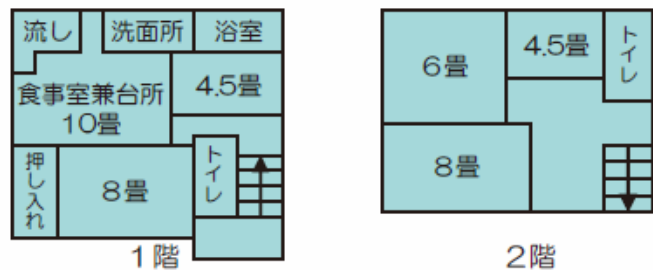
- 「住居又は生計をともにしていない配偶者・親など」と「その他の世帯の世帯員又は法人など」が共有している場合は、持ち分の多いほうにのみ記入します。持ち分がともに2分の1の場合は、「住居又は生計をともにしていない配偶者・親など」とします。

11 か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費

- 「家賃又は間代」には、敷金・礼金や共益費・管理費は含めません。

12 床面積

- 「床面積」には、住宅全体の床面積を書きます。(下の図では、の部分になります。)



- 同居世帯がある世帯では、同居世帯が使用している部分の床面積も含めます。

- 「面積の単位換算早見表」が15ページにありますので、参考にしてください。

14 台所 トイレ 浴室 洗面所

(オ)洗面所はありますか

- 台所の流しとは別に、洗面、手洗いなどのための給水設備があれば、「ある」とします。

III この住居について(つづき)

9 持ち家か 借家などの別

10 名義人

11 か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費

12 床面積

13 建築の時期(完成の時期)

14 台所 トイレ 浴室 洗面所

15 高齢者等のための設備等

16 自動火災感知設備(住宅用火災警報器等)

17 省エネルギー設備等

持ち家の場合は18欄へ それ以外の場合は22欄へ

15 高齢者等のための設備等

- 「またぎやすい高さの浴槽」とは、洗い場から浴槽の縁までの高さが高齢者や障害者に配慮した高さの浴槽をいい、高齢者用の場合は、約30~50cmとします。
- 「廊下などが車いすで通行可能な幅」は、一般的な車いすの場合、約80cmです。
- 「段差のない屋内」とは、高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないように住宅が設計されているものをいいます。なお、玄関の「上がりかまち」や階段は、ここでいう段差とはしません。

16 自動火災感知設備(住宅用火災警報器等)

- 自動火災感知設備とは、火災の発生を熱、煙又は炎によって自動的に感知し、火災信号又は火災情報信号を消火設備等に発信する設備や、警報等を発する設備のことをいいます。
- 市販されている簡易な設備も自動火災感知設備に含まれます。
- 自動火災感知設備にはガス漏れ感知のみの設備は含みません。
- 居間、茶の間、応接間でも、それらの部屋に布団を敷いたりして寝室として使用している場合は「寝室」とします。

17 省エネルギー設備等

(ウ)二重サッシ又は複層ガラスの窓はありますか

- 二重サッシとは、外窓と内窓の二重(又は三重)構造となった窓のことをいいます。
- 複層ガラスとは、複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をつくることによって断熱効果等をもたせたものをいいます。

● 調査票の記入に
ついでの説明
(調査票第3面)

26 この住居以外の住宅(つづき)

- (ウ)床面積の合計(延べ面積)は何平方メートルですか
- 所有している住宅が、他の世帯の世帯員などと共有名義の場合は、あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)の持ち分に相当する床面積の合計(延べ面積)を書いてください。

27 この住居以外の土地

- (イ)所有している土地の種類
- 登記簿上は田、畑、山林となっている土地であっても、住宅が建っているなど利用現況が異なる場合は、ここでいう「農地・山林」には含めません。
 - 宅地などと農地・山林の両方を所有している場合は、V-1欄とV-2欄の両方に記入してください。

V-1

2区画以上所有している場合は、1区画目を第5面に記入し、2区画目以降は、次の面以降に記入します。なお、記入欄が足りない場合は、1ページ左下部の【◆連絡先】にご連絡ください。

29 土地の所有形態

- 「あなたの世帯の世帯員だけで所有」とは、その世帯の世帯員のいずれかの単独名義となっている場合や、その世帯の世帯員同士の共有名義の場合をいいます。
- 「他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有」とは、その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員(住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など)や会社・法人などとの共有名義となっている場合をいいます。

33 土地の利用現況

- その土地を貸している(無償を含む。)場合も、その土地がどのように利用されているかについて記入します。
- 主に建物の敷地以外に利用している場合で、運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園などは、「スポーツ・レジャー用地」とします。
- 主に建物の敷地以外に利用している場合で、道路、家庭菜園などは、「その他に利用」とします。

V この住居以外の住宅・土地の所有について(つづき)

26 この住居以外の住宅(つづき)

(ウ)床面積の合計(延べ面積)は何平方メートルですか (小数点以下は四捨五入)

あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください
この住居以外に所有しているすべての住宅の床面積の合計(延べ面積)を書いてください

114 平方メートル 又は 坪

27 この住居以外の土地 (ア)所有していますか

(イ)所有している土地の種類

宅地など(農地・山林以外の土地)のみ 農地・山林のみ 宅地などと農地・山林の両方

V-1欄に記入 V-2欄に記入 V-1欄とV-2欄の両方に記入

V-1

28 土地の所在地 (左づめ記入) 政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現住居と同じ市区町村 宮城 石巻 市郡支庁 区町村

他の市区町村

29 土地の所有形態

あなたの世帯の世帯員だけで所有 他世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

30 土地の面積 (小数点以下は四捨五入)

あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください

227 坪

31 土地の取得方法

国・都道府県・市区町村から購入 会社などの法人から購入 個人から購入 相続・贈与で取得 その他

32 土地の取得時期

平成20年 19年 18年 17年 16年 15年 13~8~ 7年 昭和56~ 平成2年 55年 36~ 26~ 昭和25年 以前

33 土地の利用現況

複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください

主に建物の敷地として利用 主に建物の敷地以外に利用 利用していない(空き地・原野など)

34 建物の所有者

あなたの世帯の世帯員 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など その他の世帯の世帯員又は法人など

35 土地の主たる使用者

あなたの世帯の世帯員 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など その他の世帯の世帯員又は法人など

V-2

36 農地・山林の所在地 (左づめ記入) 政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現住居と同じ市区町村 宮城 遠田 市郡支庁 区町村

他の市区町村

37 面積の合計

(農地の合計) 平方メートル (山林の合計) 平方メートル

又は 坪 又は 反

1町=10反=100畝=3000坪

34 建物の所有者

- 「その他の世帯の世帯員又は法人など」とは、住居又は生計を共にしていないおじ・おば、おい・めい、兄弟姉妹などや親族以外の人、会社などの法人が名義人となっている場合をいいます。

35 土地の主たる使用者

- 土地を主に使用している人について、一つだけ記入します。
- その土地を貸している(無償を含む。)場合は、その相手方を使用者とします。
- 空き地などで使用していない場合は、「あなたの世帯の世帯員」とします。

37 面積の合計

- 農地の単位は、「平方メートル」又は「坪」、山林は、「平方メートル」又は「反」とし、それぞれ小数点以下は四捨五入して書きます。

面積の単位換算早見表

【畝・反・町→㎡・坪】				【a・ha→㎡・坪】				【量→㎡・坪】			
畝	反	町	㎡	坪	a (アール)	ha (ヘクタール)	㎡	坪	量	㎡	坪
0.1	-	-	10	3	0.1	-	10	3	0.5	0.8	0.25
0.5	-	-	50	15	0.5	-	50	15	1.0	1.7	0.50
1.0	0.1	-	99	30	1.0	-	100	30	2.0	3.3	1.00
5.0	0.5	-	496	150	5.0	-	500	151	3.0	5.0	1.50
10.0	1.0	0.1	992	300	10.0	0.1	1,000	303	4.0	6.6	2.00
20.0	2.0	0.2	1,984	600	20.0	0.2	2,000	605	4.5	7.4	2.25
30.0	3.0	0.3	2,975	900	30.0	0.3	3,000	908	5.0	8.3	2.50
40.0	4.0	0.4	3,967	1,200	40.0	0.4	4,000	1,210	6.0	9.9	3.00
50.0	5.0	0.5	4,959	1,500	50.0	0.5	5,000	1,513	7.0	11.6	3.50
60.0	6.0	0.6	5,950	1,800	60.0	0.6	6,000	1,815	8.0	13.2	4.00
70.0	7.0	0.7	6,942	2,100	70.0	0.7	7,000	2,118	9.0	14.9	4.50
80.0	8.0	0.8	7,934	2,400	80.0	0.8	8,000	2,420	10.0	16.5	5.00
90.0	9.0	0.9	8,926	2,700	90.0	0.9	9,000	2,723	15.0	24.8	7.50
100.0	10.0	1.0	9,917	3,000	100.0	1.0	10,000	3,025	20.0	33.1	10.00
150.0	15.0	1.5	14,876	4,500	150.0	1.5	15,000	4,538	30.0	49.6	15.00
200.0	20.0	2.0	19,835	6,000	200.0	2.0	20,000	6,050	40.0	66.1	20.00
300.0	30.0	3.0	29,752	9,000	300.0	3.0	30,000	9,075	50.0	82.6	25.00
400.0	40.0	4.0	39,669	12,000	400.0	4.0	40,000	12,100	100.0	165.3	50.00
500.0	50.0	5.0	49,587	15,000	500.0	5.0	50,000	15,125			
1,000.0	100.0	10.0	99,174	30,000	600.0	6.0	60,000	18,150			
1,500.0	150.0	15.0	148,760	45,000	700.0	7.0	70,000	21,175			
2,000.0	200.0	20.0	198,347	60,000	800.0	8.0	80,000	24,200			
3,000.0	300.0	30.0	297,521	90,000	900.0	9.0	90,000	27,225			
4,000.0	400.0	40.0	396,694	120,000	1,000.0	10.0	100,000	30,250			
5,000.0	500.0	50.0	495,868	150,000	5,000.0	50.0	500,000	151,250			

1反 = 991.736㎡ = 300坪 (1反 = 10畝 = 0.1町)
1a = 100㎡ = 30.25坪
1ha = 10,000㎡ = 3,025坪 (1ha = 100a)

1量 = 1.65289㎡ = 0.5坪

●調査票の記入に
ついでの説明
(調査票第5面)

◆ 世帯全員の1年間の収入

世帯の収入によって、住宅・土地の所有状況や規模、住宅の設備などにどのような違いがあるかを明らかにし、例えば、今後、どの程度の収入規模の世帯を対象に住宅建設資金や土地取得資金の援助を行うべきか、などの施策の立案・実施に利用されます。

◆ 別世帯となっている子の住んでいる場所

「世帯の家計を主に支える人」からみた親子2世代の居住状況などを把握することにより、少子化・高齢化の進展とともに変化する国民の居住形態を明らかにし、親子世帯の近居の促進などの少子・高齢社会への対応策の策定に利用されます。

◆ 持ち家か 借家かなどの別

床面積、室数・畳数、設備状況などと組み合わせ、持ち家と借家による住宅水準の違いを明らかにし、公営住宅の供給計画の策定に利用されます。また、所有地か借地かなどの別と組み合わせ、定期借地制度の活用状況を明らかにし、安価で良質な賃貸住宅の供給の促進を図るための施策の策定に利用されます。

◆ 床面積

住宅に関する基本的な項目の一つで、現住居の所有状況、住宅の建て方、設備状況などと組み合わせ、これらの区分別にどのような違いがあるか、どのような推移をたどっているかなどを明らかにし、豊かな住生活を営むのに必要な住宅水準の確保を図るための施策の策定に利用されます。

◆ 建築の時期

住宅に関する基本的な項目の一つで、「住生活基本計画」で設定されている住宅の長寿命化の達成状況を測定するための指標の一つとして活用されます。また、建築後の経過年数別住宅数を明らかにし、住宅数の将来推計や供給計画の策定などのために利用されます。

◆ 現住居以外の住宅・土地

現住居以外に所有する住宅・土地の状況を把握することにより、世帯が所有する住宅や土地の数量を把握するとともに、マルチハビテーション(1世帯複数住宅居住)の状況など、多様化する国民生活の実態を明らかにし、多様な住生活に対応した施策の策定に利用されます。